

# 第4回八街市農業委員会総会

平成27年4月20日

八街市農業委員会

## 平成27年第4回農業委員会総会

平成27年4月20日午後2時30分 八街市農業委員会総会を  
八街市役所第1会議室に招集し、内容は次のとおりである。

### 1. 出席者

- |          |           |           |
|----------|-----------|-----------|
| 1. 内藤 富夫 | 9. 森 邦央   | 16. 日暮 守信 |
| 2. 船木 勝利 | 10. 武藤 功  | 17. 石井とよ子 |
| 3. 岩品 要助 | 11. 長谷川英雄 | 18. 鈴木 勝雄 |
| 4. 池田 寿男 | 12. 宇津木邦雄 | 19. 保谷 俊雄 |
| 5. 貫井 正美 | 13. 中村 勝行 | 20. 金子 正弘 |
| 6. 林 和弘  | 14. 長野 猛志 | 21. 中川 利夫 |
| 8. 高橋 猛  | 15. 小川 正夫 | 22. 三須 裕司 |

### 2. 欠席者

7. 山本 重文

### 3. 事務局

- |       |       |       |       |
|-------|-------|-------|-------|
| 事務局 長 | 醍醐 文一 | 主 査   | 宮内 清志 |
| 副 主 幹 | 菅沼 邦夫 | 主 査 補 | 浅井 久子 |

### 4. 議決事項

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について  
議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について  
議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について  
議案第5号 農用地利用集積計画の承認について  
議案第6号 農地台帳点検等実施規程の承認について

### 5. その他

- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について  
報告第2号 農地法施行規則第32条第1号の規定による農地転用の届出について  
報告第3号 農地法施行規則第53条第5号の規定による農地転用の届出について  
報告第4号 農用地利用集積計画の中途解約に係る通知について

## ○醍醐事務局長

開会を宣す。（午後2時30分）

## ○三須会長

平成27年度第4回総会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、大変忙しい中、そして悪天候の中、委員多数のご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

この4月1日より農業委員会改革法が開始されまして、本市におかれましては、任期満了後、あと2年ですか、首長推薦となります。印旛管内においては何か所か近々に改選される場所もあります。推移を見ながら行きたいと思っております。詳細については、知りたい方ありましたら、局長がよく知っておりますので、局長の方へお尋ねください。

さて、今月の案件につきましては、農地法第3条、第4条、第5条、本体で36件で、農地利用集積計画の承認について12件、農地台帳点検等実施規定の承認について、報告案件4件、合わせまして総件数53件が提出されております。慎重審議をお願いし、開会の挨拶といたします。

ただいまの出席委員は21名で、定数の過半数以上に達しておりますので、この総会は成立しました。

なお、山本委員より欠席の届け出がありましたので、報告いたします。

それでは、日程に従いまして、会務報告をお願いいたします。

## ○醍醐事務局長

それでは、会務報告ということで報告させていただきます。

3月26日木曜日、午前11時から農業会議通常総会、また、同日の午後12時45分から農業委員会長事務局長会議が県教育会館で開催されまして、これには三須会長と私が出席しております。

また、同日、26日木曜日、午前10時から転用事実確認、現地調査が市内で実施されまして、これには森委員、保谷委員に出席いただいております。

3月30日月曜日、午後1時半から第5回八街市経営基盤強化促進協議会が市役所第1会議室で行われ、これには三須会長が出席いただいております。

4月に入りまして、3日金曜日、午後1時半から転用事実確認、現地調査を、また、農地パトロールを市内で実施しております。これには中川副会長、武藤委員、金子委員に出席いただいております。

4月15日水曜日、午後1時半から部会の現地調査を市内で実施しました。出席者は三須会長、鈴木部長、武藤副部長、船木委員、池田委員、中村委員、貫井委員に出席いただいております。

また、この関係で、4月17日金曜日、午後1時半から部会の面接調査が実施されまして、これには三須会長、武藤副部長、船木委員、池田委員、中村委員、貫井委員に出席いただいております。

また、同日、4月17日の金曜日、午後4時から平成27年度八街市農業研究会総代会が保健センター大会議室で行われ、三須会長に出席をいただいております。

以上であります。

### ○三須会長

次に、議事録署名人の選任についてでございますが、議長からの指名することで異議ないでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

### ○三須会長

異議なしと認め、こちらからご指名申し上げます。

今月は議席番号19番、保谷委員、20番、金子委員をお願いいたします。

それでは、議事に入ります。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局、説明願います。

### ○菅沼副主幹

それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてご説明いたします。

番号1から9については、面積以外の区分、所在、地目、権利者事由、義務者事由が同じでありますので、番号2からは面積のみといたします。

番号1、区分、地上権。所在、八街字榎台。地目、畑。面積8,383平方メートルのうち538.51平方メートル。権利者事由、農地の借受者が耕作を継続しながら、上部に地上権を設定して、営農型太陽光発電事業を行い、安定した収入を得たい。義務者事由、権利者から要望されたため。なお、本案件は、議案第4号、2番に関連しております。

番号2、面積534.39平方メートルで、議案第4号、3番に関連しております。

番号3、面積530.02平方メートルで、議案第4号、4番に関連しております。

番号4、面積521.57平方メートルで、議案第4号、5番に関連しております。

番号5、面積517.37平方メートルで、議案第4号、6番に関連しております。

番号6、面積512.95平方メートルで、議案第4号、7番に関連しております。

番号7、面積508.71平方メートルで、議案第4号、8番に関連しております。

番号8、面積500.10平方メートルで、議案第4号、9番に関連しております。

番号9、面積495.85平方メートルで、議案第4号、10番に関連しております。

番号10、区分、贈与。所在、八街字多賀見野。地目、畑。面積574平方メートルほか1筆、計2筆の合計面積651平方メートル。権利者事由、経営農地に隣接しているため、規模を拡大したい。義務者事由、活用する予定がないため、譲り渡したい。

番号11、区分、売買。所在、吉倉字瀬田入。地目、畑。面積1,154平方メートル。権利者事由、当該申請地をこれまで借り受けていたが、所有権を取得し、引き続き耕作を継続したい。義務者事由、当該申請地をこれまで貸し付けていたが、権利者に売却したい。

番号12、区分、使用貸借。所在、八街字宮前。地目、畑。面積2,226平方メートルほ

か1筆、計2筆の合計面積5,319平方メートル。権利者事由、新規で農業経営を始めたい。義務者事由、高齢のため、経営規模を縮小したい。

番号13と14については、所在と面積以外の区分、地目、権利者事由、義務者事由が同じでありますので、番号14は、所在と面積のみといたします。

番号13、区分、地上権。所在、沖字西沖。地目、畑。面積130平方メートルほか3筆、計4筆の合計面積519平方メートル。権利者事由、農地の借受者が耕作を継続しながら、上部に地上権を設定して、営農型太陽光発電事業を行い、安定した収入を得たい。義務者事由、権利者から要望されたため。なお、本案件は、議案第4号、17番に関係しております。

番号14、所在、沖字西沖。面積394平方メートルほか2筆、計3筆の合計面積1,018平方メートルで、議案第4号、18番に関連しております。

以上です。

### ○三須会長

1番については議案第4号、2番と関連しており、また、2番については議案第4号、3番と、3番については議案第4号、4番と、4番については議案第4号、5番と、5番については議案第4号、6番と、6番については議案第4号、7番と、7番については議案第4号、8番と、8番については議案第4号、9番と、9番については議案第4号、10番と、13番については議案第4号、17番と、14番については議案第4号、18番と関連しておりますので、後ほど担当委員の調査報告を受け、採決いたします。

それでは、担当委員の調査報告をお願いいたします。

10番について、内藤副部長、お願いいたします。

### ○内藤副部長

それでは、議案第1号、10番、農地法第3条申請に係る調査結果について報告します。

申請地はJR榎戸駅より南へ約1キロメートルに位置し、境界は測量により確定されております。現況は畑。進入路は、現在耕作されているため、確保されています。

次に、農地法第3条第2項の不許可基準に該当するか否かについて報告します。

権利者の所有している主な農機具はトラクター3台、耕運機2台、軽トラック2台です。労働力は、権利者とその家族の3名です。常時雇用者はなしです。年間農作業従事日数は、権利者が300日、家族が平均200日です。また、技術力があり、面積要件については、下限面積の50アールを満たしております。現在所有する農地は全て効率的に耕作しており、過去3年間において農業経営規模を縮小させる行為を行った事実はありません。また、周辺地域における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保についても支障ありません。その他参考となる事項としましては、営農計画はニンジンを作付する計画になっております。通作距離は、自宅に隣接しているため、問題ありません。また、以前に両方で契約を交わし、既に隣接農地と一体で権利者により耕作されています。

以上の内容から、権利者及び世帯員等が権利取得後において耕作に必要な農作業に常時従事し、申請地を含めた全ての農地について効率的に利用すると認められ、農地法第3条2項各号

の不許可基準には該当しないことから、本案件は何ら問題ないと思われま

す。以上で調査報告を終わります。

### ○三須会長

次に、11番について、金子委員、お願いいたします。

### ○金子委員

議案第1号、11番、農地法第3条申請に係る調査結果について報告します。

申請地については市役所より南へ約7キロメートルに位置し、八街市道に面しており、進入路は確保されております。

次に、農地法第3条第2項の不許可基準に該当するか否かについて報告します。

権利者の所有している主な農機具はトラクター1台、耕運機1台、軽トラック1台です。労働力は、権利者とその家族の3名です。臨時雇用者は、年間約480日です。年間農作業従事日数は、権利者が200日、家族が平均160日です。また、技術力があり、面積要件については、下限面積の50アールを満たしております。現在所有する農地には全て効率的に耕作しており、過去3年間において農業経営規模を縮小させる行為を行った事実はありません。また、周辺地域における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保についても支障はありません。その他参考となる事項として、営農計画は落花生を作付する計画で、兼業で落花生の販売業を営んでおります。通作距離は、自宅から約100メートルで、問題はありません。また、以前から賃貸借の許可を受けており、所有している隣接農地として一体で権利者による耕作されています。

以上の内容から、権利者及び世帯員等の権利取得後において耕作に必要な農作業に常時従事し、申請地を含めた全ての農地について効率的に利用することも認められ、農地法第3条2項の不許可基準に該当しないことから、本案件は何ら問題はないと思われま

す。以上で調査報告を終わります。

### ○三須会長

次に、12番について、池田委員、お願いいたします。

### ○池田委員

議案第1号、12番、農地法第3条申請に係る調査結果について報告します。

権利者は兼業で落花生の加工販売業を営んでおり、今までほかの農地を口頭での約束で農地を借りて落花生を作っておりましたが、今回はその農地を引き渡し、当該申請地を正式な許可を受けて農業を継続したいということで申請されております。

まず、立地基準ですが、申請地は八街市スポーツプラザから東へ約200メートルと、同じく約500メートルに位置し、市道に接しております。境界はコンクリート杭で、現況は畑で、進入路は確保されております。

次に、農地法第3条第2項の不許可基準に該当するか否かについて報告します。

権利者の所有している主な農機具はトラクター1台、耕運機1台、軽トラック1台、2トントラック1台です。労働力は、権利者とその家族3名です。常時雇用者はなしです。年間農作

業従事日数は、権利者が150日、家族が平均30日です。また、技術力があり、面積要件については、申請地は下限面積の50アールを満たしております。また、周辺地域における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保についても支障ありません。その他参考となる事項として、営農計画は落花生を作付し、経営する店で販売する計画になっております。通作距離は、自宅から車で約5キロメートル、約10分です。また、かんがい設備が整っております。

以上の内容から、権利者及び世帯員等が権利取得後において耕作に必要な農作業に常時従事し、申請地を含めた全ての農地について効率的に利用すると認められ、農地法第3条2項各号の不許可基準には該当しないことから、本案件は何ら問題はないと思われま

す。以上で調査報告を終わります。

#### ○三須会長

担当委員の調査報告が終わりましたので、一般質疑をお願いいたします。

(「質疑なし」の声あり)

#### ○三須会長

質疑なしということですので、質疑を打ち切り、お諮りいたします。

議案第1号、10番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

#### ○三須会長

挙手全員でありますので、10番については許可相当で決定いたします。

次に、11番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

#### ○三須会長

挙手全員でありますので、11番については許可相当で決定いたします。

次に、12番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

#### ○三須会長

挙手全員でありますので、12番については許可相当で決定いたします。

次に、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局、説明願います。

#### ○宮内主査補

それでは、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請についてご説明いたします。

番号1、所在、山田台字山田台地先。地目、畑。面積1,590平方メートルのうち735.96平方メートルほか3筆、計4筆の合計面積1,981平方メートルのうち1,126.96平方メートルです。転用目的は、太陽光発電施設用地です。転用事由は、当該申請地に太陽光発電施設を設置し、安全な自然エネルギーを利用した太陽光発電事業により、安定した収入を得るとい

低い農地等の理由から第2種農地と判断されます。

以上です。

#### ○三須会長

議案の説明が終わりましたので、担当委員の調査報告をお願いいたします。

1番について、森副部長、お願いいたします。

#### ○森副部長

議案第2号、1番、農地法第4条の規定による許可申請について調査報告いたします。

当該申請地は市役所より南に約1.2キロメートル、国道126号沖入り口より左折した地点です。市道に面しております。進入路は確保されております。農地区分ですが、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であり、事務指針29ページ、⑤の(b)に該当するため、第2種農地と判断いたしました。

一般基準ですが、申請地は太陽光発電装置ということで、面積1,126.96平方メートルで、適当と思われます。資金については、自己資金で行うという計画だそうです。申請地は小作人の権利移転は、対する支障はありません。

次に、隣接地に対する被害防除対策ですが、土砂の流出はなく、雨水は自然浸透をさせる。境界については、コンクリート杭で確保されています。日照、通風についても問題はないと思われれます。また、土地改良受益地ではありません。

以上のことから、立地基準、一般基準に何ら問題はないと思われれます。

以上で報告を終わります。

#### ○三須会長

担当委員の調査報告が終わりましたので、一般質疑をお願いいたします。ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

#### ○三須会長

質疑なしということですので、質疑を打ち切り、お諮りいたします。

議案第2号、1番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

#### ○三須会長

挙手全員でありますので、1番については許可相当で決定いたします。

次に、議案第3号、農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請についてを議題といたします。

事務局、説明願います。

#### ○宮内主査補

それでは、議案第3号、農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請についてご説明いたします。

番号1、所在、大木字吉山地先。地目、畑。面積370平方メートルです。当初計画の目的、

専用住宅用地。継承者の目的、専用住宅用地及び車庫用地です。計画変更の事由は、当初計画者が自身が専用住宅を建築するというものから、自分の子の夫が専用住宅を建築することにより、変更するものです。農地の区分は、第2種中高層住居専用地域にある農地であり、第3種農地と判断されます。なお、本案件は、議案第4号、12番に関連しております。

番号12、所在、八街字多賀見野地先。地目、畑。面積496平方メートルです。当初計画の目的は、専用住宅及び自動車修理工場用地です。継承者の目的、資材置場及び駐車場用地です。計画変更の事由は、当初計画者が移り住み、事業を行う予定でしたが、後継者がいないため取りやめ、近隣の継承者が事業用地とするものです。農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等の理由から第2種農地と判断されます。なお、本案件は、議案第4号、13番に関連しております。

以上です。

### ○三須会長

議案の説明が終わりましたので、担当委員の調査報告をお願いいたします。

1番について、石井委員、お願いいたします。

### ○石井委員

それでは、議案第3号、1番、農地法5条の規定による許可後の計画変更承認申請についてと、議案第4号、12番について、農地法5条の規定による許可申請についてですが、関連案件でありますので、一括して調査報告を申し上げます。

まず、計画変更であります。当初、平成25年9月に4条の規定による許可申請があり、調査報告をした案件の土地であります。当初の計画では、自己所有地に自宅を建設する予定でしたが、娘さんが出産したこともあり、建設を断念したとのことで、娘婿さんに所有の土地を使用貸借し、専用住宅を建設するものです。造成については、整地されておりました。

それでは、まず、立地基準ですが、申請地はJR八街駅より南東方向へ約900メートル、国道409号線日向入り口交差点より東方へ約300メートルの地点に位置し、県道成東酒々井線に面しており、進入路は確保されております。農地性ですが、用途地域内にある農地ですので、事務指針28ページ、④の⑥（ウ）に該当するため、第3種農地と判断いたしました。

次に、一般基準ですが、本申請地は、専用住宅地、車庫用地ということですので、申請面積370平方メートルでありますので、面積妥当だと思われま。資金につきましては、自己資金及び借入金で賄う計画とのことです。土地選定理由としては、現在借家住まいをしているので、子どもが生まれ手狭になったので、妻の両親が隣接している土地のお母さんの所有する土地に住宅の建築を計画したとのことです。申請地に係る農地と一体として利用する農地以外の土地の権利取得の見込みはないものとのことです。あと、用水は、敷地東側の道路より水道を引きます。雨水は、雨水浸透枡を設置し、宅内処理。汚水、雑排水は、汚水枡を経て、下水へ放流するとのことです。防災計画としては、施工中は防災ネット等を用い、近隣住民への被害がないようにするという事です。周辺農地の営農条件への被害防除対策は、周辺には農業をしている土地はありません。排水施設等もなく、支障はないものと思われま。申請地は、土

地改良受益地ではありません。

これらのことから、立地基準、一般基準ともに本案件は問題のないものと思われます。

以上で調査報告を終わります。

### ○三須会長

次に、2番について、内藤副部長、お願いいたします。

### ○内藤副部長

それでは、議案第3号、2番と議案第4号、13番は関連しておりますので、あわせて報告いたします。

初めに、議案第3号、2番ですが、当初計画者は、自宅及び自動車修理工場を売却し、後継者とともに申請地に移り住み、事業を行う計画でしたが、後を継ぐ者がいなくなり、計画を実行することができなくなりました。それで、次の事業者が資材置場及び駐車場として利用するものです。

続いて、議案第4号、13番、まず、立地基準ですが、申請地はJR榎戸駅より南方向へ約1.5キロメートルに位置し、公衆用道路に面していることにより、進入路は確保されています。農地性としては、事務指針29ページ、⑤の(b)に該当するため、第2種農地として判断しました。

次に、一般基準ですが、本申請は、資材置場及び駐車場ということで、申請面積は496平方メートルであり、面積妥当と思われます。資金につきましては、自己資金で賄う計画となっています。事業計画は、土砂の搬出入はなく、用水はなし、雨水は自然浸透、汚水、雑排水はなしです。周辺に対しては、日照、通風の影響はなく、現地盤で利用するため、土砂の流出はありません。現在権利者は、資材置場及び駐車場を借りていますが、契約更新ができず、事務所から近距離にある申請地を利用したいとのことで、必要性についても認められます。

これらのことから、本案件は何ら問題ないものと思われます。

以上で終わります。

### ○三須会長

担当委員の調査報告が終わりましたので、一般質疑をお願いいたします。何かございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

### ○三須会長

質疑がないようですので、質疑を打ち切り、お諮りいたします。

議案第3号、1番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

### ○三須会長

挙手全員でありますので、1番については許可相当で決定いたします。

次に、2番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

### ○三須会長

挙手全員でありますので、2番については許可相当で決定いたします。

議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請について、1番から18番までを議題といたします。

事務局、説明願います。

### ○宮内主査補

それでは、議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請についてご説明いたします。

番号1、所在、八街字藤株地先。地目、畑。面積280平方メートルです。区分は売買です。転用目的は、専用住宅用地です。転用事由は、妻の実家に居住している権利者が独立するため、当該申請地に専用住宅を建築するものです。農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等の理由から、第2種農地と判断されます。

続いて、番号2から番号10は同一状況によりまして、一括してご説明いたします。

番号2、番号3、番号4、番号5、番号6、番号7、番号8、番号9、番号10、いずれも所在は八街字榎台。地目、畑。面積は8,383平方メートルのうち0.33平方メートルです。区分は一時転用、使用貸借です。転用目的は、営農型太陽光発電施設用地です。転用事由は、農地の借受者が耕作を継続しながら、上部に地上権を設定して営農型太陽光発電事業を行い、安定した収入を得るものです。農地の区分は、農業振興地域整備計画において定められた農用地区内にある農地に該当いたします。なお、本件は、議案第1号、1番、2番、3番、4番、5番、6番、7番、8番、9番にそれぞれ関連しております。

続いて、番号11、所在、八街字追分台。地目、畑。面積295平方メートルほか4筆、計5筆の合計面積897.98平方メートルです。区分は売買です。転用目的は、建売住宅及び道路用地です。転用事由は、建て売り分譲住宅2棟の建築及び道路の整備と販売です。農地の区分は、第1種住居地域にある農地であり、第3種農地と判断されます。

番号12、大木字吉山地先。地目、畑。面積370平方メートル。区分は使用貸借です。転用目的は、専用住宅及び車庫用地です。転用事由は、現在貸家住まいの権利者が子どもが生まれたことを機に、妻の親の土地に専用住宅及び車庫を建築し、移り住むものです。農地の区分は、第2種中高層住居専用地域にある農地であり、第3種農地と判断されます。なお、本案件は、議案第3号、1番に関連しております。

番号13、八街字多賀見野地先。地目、畑。面積496平方メートルです。区分は売買です。転用目的は、資材置場及び駐車場用地です。転用事由は、左官業を営む権利者が現在借地している資材置場と駐車場用地を返却することになったため、当該申請地を新たに資材置場及び駐車場として利用するものです。農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等の理由から、第2種農地と判断されます。なお、本案件は、議案第3号、2番に関連しております。

番号14、所在、八街字松ヶ丘地先。地目、畑。面積353平方メートルです。区分は売買

です。転用目的は、駐車場用地です。転用事由は、電気設備業を営む会社が申請地の隣接地に事務所兼宿舍を建築したが、作業車や従業員の駐車スペースが足りないため、駐車場として利用するものです。農地の区分は、農用地域内にある広がりのある農地であることから、第1種農地と判断されます。

番号15、所在、八街字笹引地先。地目、畑。面積330平方メートルです。区分は売買です。転用目的は、資材置場、作業場及び駐車場用地です。転用事由は、建築業を営む権利者にとって、現在借りている資材置場は遠く、不便で管理もしにくいいため、自宅前に移転し、業務の効率化を図るというものです。農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等の理由から、第2種農地と判断されます。

番号16、小谷流字上人塚地先。地目、畑。面積2,975平方メートルほか2筆、計3筆の合計面積4,316平方メートルです。区分は売買です。転用目的は、自動車修理所用地です。転用事由は、自動車の修理及び販売業を営む会社が、業務量の増加により、既存の敷地では手狭なため、拡張をするものです。農地の区分は、農用地域内にある広がりのある農地であることから、第1種農地と判断されます。

番号17、所在、沖西沖。地目、畑。面積130平方メートルのうち0.07平方メートルほか3筆、計4筆の合計面積519平方メートルのうち0.33平方メートルです。区分は一時転用、使用貸借です。転用目的は、営農型太陽光発電施設用地です。転用事由は、農地の借受者が耕作を継続しながら、上部に地上権を設定して、営農型太陽光発電事業を行い、安定した収入を得るものです。農地の区分は、農業振興地域整備計画において定められた農用地域内にある農地に該当します。なお、本件は、議案第1号、13番に関連しております。

番号18、所在、沖字西沖。地目、畑。面積394平方メートルのうち0.11平方メートルほか2筆、計3筆の合計面積1,018平方メートルのうち0.34平方メートルです。区分は一時転用、使用貸借です。転用目的は、営農型太陽光発電施設用地です。転用事由は、農地の借受者が耕作を継続しながら、上部に地上権を設定して営農型太陽光発電事業を行い、安定した収入を得るものです。農地の区分は、農業振興地域整備計画において定められた農用地域内にある農地に該当します。なお、本件は、議案第1号、13番に関連しております。

以上です。

### ○三須会長

議案の説明が終わりましたので、担当委員の調査報告をお願いいたします。

1番について、鈴木部長、お願いします。

### ○鈴木部長

議案第4号の1番、農地法第5条の規定による許可申請について調査報告いたします。

1番の案件ですけれども、立地基準ですけれども、市役所から北、約5キロメートルいったところで、朝陽小学校がありますが、そこから左へ約1キロメートル入ったところの結構大きい団地の中にある、団地内にある一角です。その中で、専用住宅を建てるということですので、周り中はもう全部団地で、ほとんどもう畑のないようなところですので、何ら問題ないと思

ます。

以上です。

### ○三須会長

続きまして、次に、2番から10番まで関連していますので、一括して、お願いいたします。

### ○鈴木部長

一括して、2番から10番まで、場所は、市役所から北へ約4キロメートル、朝陽小学校から左へ約500メートル入ったところですか。場所が一括して1カ所のところで、これだけの案件が、まだこれで大体、今まで借り受けている3分の1ぐらいですか、全体の。ようやく始まったなという感じで、借受人は、農業をする人は、ダイカンドラ、太陽光の下へ植えるダイカンドラというグラウンドカバーです。作業しているの見たら、そのまま芝切りみたいに切って、それを運んで、販売先へ植えているらしいですよ。初めて見ましたよ。そういう事業をやりながら、地上権を設定して、太陽光は別の人がやるというようなあंबいで、一時転用です。農業が続けていなければ太陽光もできなくなるし、そういう点では地上権設定してありますけれども、農業やる方が完全にやってくれば何ら問題ないんですけれども、そういう関係で、今のところを見ると、今まで一番先ですよ、ダイカンドラをやったのが。かなり運んでいます。あと1反歩ぐらい残っているかな。でも、大分、今もう芽が出始まって、だから、そういう点ではかなり簡単にできて、持ち運びも簡単でよさそうに見えました。そういう関係で、太陽光発電に関しては何ら問題ないと思います。

それと、地上権ですか、地上権はやっぱり1番から9番、農地法第3条の地上権の権利設定の許可申請についてですが、周辺の農地に係る営農条件に支障はなく、当該農地の賃借人の同意を得ているため、許可相当と判断いたします。ただし、当該申請は、5条、一時転用に関連していることから、5条、一時転用の知事の処分を待ち、知事の処分と同様の処分にあわせることが望ましいと思いますので、最終決定については、会長専決で処理してはどうかと思います。

以上で調査報告を終わります。

### ○三須会長

次に、11番について、長野委員、お願いいたします。

### ○長野委員

では、議案第4号、11番、農地法第5条の規定による許可申請についてご報告させていただきます。

まず、立地基準ですが、申請地はJR八街駅から東へ約1.4キロメートルに位置しております。市道から奥まっておりますけれども、今回進入路を新設するという事になっております。農地性につきましては、事務指針の28ページ、④の⑥のウに該当するため、第3種農地として判断いたしました。

一般基準ですが、本申請は、建売住宅用地と道路用地ということですが、面積897.98平方メートルであり、建売住宅2棟と建築面積との関係においても面積は妥当と思われます。

資金については、自己資金にて賄う計画となっております。申請地には、小作人等、権利移転に対しての支障となるものはございません。事業計画につきましては、用水は公営水道、汚水、雑排水は本下水、雨水は宅内処理という計画でございます。周囲にはブロック等で隣接農地への雨水等の流出を防止するという事です。

これらのことから、立地基準、一般基準とも本案件は問題ないものと思われま

す。以上で調査報告を終わります。

#### ○三須会長

次に、12番については、関連案件である議案第3号、1番で説明済みであります。

次に、13番については、関連案件である議案第3号、2番で説明済みです。

次に、14番について、池田委員、お願いいたします。

#### ○池田委員

議案第4号、14番、調査報告を申し上げます。

まず、立地基準ですが、申請地は八街市スポーツプラザから東へ約400メートルに位置し、市道に接しております。農地性ですが、農地の広がり10ヘクタール以上の農地に存在する第1種農地に該当すると思われま

す。しかし、権利者は、申請地の立地において事業をしており、集落にも接続していることから、事務指針の32ページの②の㊦の(エ)に該当するため、許可することが可能であると判断いたしました。

次に、一般基準ですが、本申請は、トラック4台分と従業員の自家用車駐車場の用地ということで、申請面積は妥当と思われま

す。資金につきましては、自己資金に賄う計画となっております。申請地には、小作人等、権利移転に対して支障となるものはありま

せん。隣接する農地に対する被害防除対策ですが、申請地南側が農地と接しており、境界にブロックを積むことで雨水の流出等を防ぐ計画となっております。事業計画ですが、敷地内は砂利敷の整地のみで、用水、排水はなく、雨水は自然浸透の計画です。権利者の業種は電気工事業で、工事車両と申請地に隣接する事務所兼社員寮の入居者の駐車場として必要性についても認められま

#### ○三須会長

す。これらのことから、立地基準、一般基準とも本案件は何ら問題ないものと思われま

#### ○岩品副部長

す。以上で調査報告を終わります。

それでは、議案第4号、15番についてご報告いたします。

この案件は、先月、3月の総会のときに皆さんに許可相当という判断をいただいた案件でございますが、登記の段階で権利者の住所が違っていたため、登記ができず、改めて今回の総会の申請になったということです。調査報告につきましては、前回ご報告して皆さんに許可相当の判断をいただいておりますが、立地基準、一般基準ともに問題ないものと思われま

#### ○三須会長

次に、16番について、日暮委員、お願いいたします。

#### ○日暮委員

議案第4号、16番の調査報告を申し上げます。

立地基準ですが、申請地はJR八街駅から西へ約6キロメートルに位置し、平成26年に土地を取得した事業地の隣接地で、事業地は県道に接しており、進入路については問題ありません。農地区分ですが、事務指針26ページ、②の㉑に該当するため、第1種農地と判断いたしました。取り扱う車両が16メートルを超える特殊な車両を多く扱い、業務の増加により、敷地が足りないということで、事務指針32ページ、②の㉒の（オ）による例外に該当するため、許可することが可能であると判断いたしました。

次に、一般基準ですが、特殊大型車両を多く扱うということで、申請面積は妥当と思われるます。資金については、自己資金で賄う計画となっております。申請地には、小作人など、権利移転に対して支障となるものはありません。また、土地改良受益地ではありません。隣接する農地に対する被害防除対策ですが、コンクリート土留め板などで囲み、雨水、土砂などを防ぐ計画となっております。隣接所有者に確認したところ、説明を受けているということでした。事業計画ですが、敷地内は碎石を敷き、整地のみで、用水、排水はなく、雨水は自然浸透の計画です。権利者の業務の修理業ですが、業務量の増加から必要性についても認められます。

これらのことから、立地基準ともに本案件は何ら問題はないと思われまます。

以上で調査報告を終わります。

#### ○三須会長

次に、17番と18番について、林部長、お願いいたします。

#### ○林部長

それでは、議案第4号、17番、18番も関連しておりますので、あわせて調査報告を申し上げます。また、この案件は、先月及び先々月に許可相当になっております案件の継続でございます。

申請地は市役所より南へ約9キロメートル地点に位置しており、進入路は県道岩富山田台線に面し、確保されております。事務指針30ページ、①の（ア）による例外に該当いたします。計画面積の妥当性ではありますが、太陽光発電施設として適当であると思われまます。資金面につきましては、自己資金にて賄う計画となっております、許可後は速やかに目的につくものと思われまます。申請に関わる農地以外の土地を利用できる見込みはございません。また、小作人等もございません。周辺農地の営農状況の支障でございますが、先月と先々月と同じ場所ですので、ないものと思われまます。また、隣接農地所有者の意見が確認されておりますので、問題ないものと思われまます。

以上で調査報告を終わります。

#### ○三須会長

それでは、ここで10分ほど休憩いたします。

休憩 午後3時25分

再開 午後3時41分

○三須会長

休憩前に戻り会議を始めます。

先ほど担当委員の調査報告が終わりましたので、一般質疑をお願いいたします。何かございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○三須会長

質疑なしということですので、質疑を打ち切り、お諮りいたします。

議案第4号、1番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○三須会長

挙手全員でありますので、1番については許可相当で決定いたします。

次に、2番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○三須会長

挙手全員でありますので、2番については許可相当で決定いたします。

次に、3番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○三須会長

挙手全員でありますので、3番については許可相当で決定いたします。

次に、4番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○三須会長

挙手全員でありますので、4番については許可相当で決定いたします。

次に、5番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○三須会長

挙手全員でありますので、5番については許可相当で決定いたします。

次に、6番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○三須会長

挙手全員でありますので、6番については許可相当で決定いたします。

次に、7番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○三須会長

挙手全員でありますので、7番については許可相当で決定いたします。

次に、8番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

**○三須会長**

挙手全員でありますので、8番については許可相当で決定いたします。

次に、9番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

**○三須会長**

挙手全員でありますので、9番については許可相当で決定いたします。

次に、10番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

**○三須会長**

挙手全員でありますので、9番については許可相当で決定いたします。

次に、10番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

**○三須会長**

挙手全員でありますので、10番については許可相当で決定いたします。

次に、11番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

**○三須会長**

挙手全員でありますので、11番については許可相当で決定いたします。

次に、12番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

**○三須会長**

挙手全員でありますので、12番については許可相当で決定いたします。

次に、13番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

**○三須会長**

挙手全員でありますので、13番については許可相当で決定いたします。

次に、14番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

**○三須会長**

挙手全員でありますので、14番については許可相当で決定いたします。

次に、15番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

**○三須会長**

挙手全員でありますので、15番については許可相当で決定いたします。

次に、16番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

### ○三須会長

挙手全員でありますので、16番については許可相当で決定いたします。

次に、17番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

### ○三須会長

挙手全員でありますので、17番については許可相当で決定いたします。

次に、18番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

### ○三須会長

挙手全員でありますので、18番については許可相当で決定いたします。

次に、19番についてを議題といたします。

この案件は、部会案件ですので、農地部会1班に担当していただきました。

班長の武藤副部長から報告をお願いいたします。

### ○武藤副部長

議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請について、19番、区分、賃貸借。所在、大関字花見台。地目、畑。面積2,419平方メートルのうち1,435.32平方メートル。転用目的及び転用理由、資材置場用地。現在個人で古物商の業務を営んでいるが、借用している既存の資材置場を事情により返却することになったため、当該申請地を新たな資材置場として利用したい。

議案第4号、19番について、部会案件でしたので、調査いたしました。

4月15日午後1時半より、三須会長、鈴木部長、貫井地元担当委員、農地部会第1班、事務局で現地調査を行いました。大きな植木が数十本植えられていました。4月17日午後1時半より、第1会議室にて、権利者1名の参加でしたが、面接調査を行いました。

申請地はJR八街駅より北西へ約3.5キロメートルに位置し、主要道路成東酒々井線より東へ約200メートル入った場所にあります。この200メートルの道路は、私道であり、通行許可承諾書も添付されておりました。業務内容は、主に自動車関係であり、平成10年より古物商の業務をしており、年商2,500万円から4,000万円、必要に応じてアルバイトを入れているそうです。保有車両は普通車2台、大型ダンプ1台、作業車1台、軽1台、計5台です。知人の紹介でこの地を知りました。目的は資材置場であり、大型コンテナ15に自動車部品等を確保しておきます。この申請地には、先ほど言いましたように、植木が植えられており、造園業者が撤去することになっておりましたが、本日、午前中に義務者と造園業者との誓約書を提出するはずになっており、本日、午前中に提出があり、5月10日までに撤去することです。近隣の境よりセットバックし、日照、通風は問題はありません。造成もなく、

整地のみですので、土砂の流出はありません。近隣の畑の方々には義務者より説明しており、同意をいただいております。水は使用しません。雨水は自然浸透となります。期間は10年間で、自己資金で賄うつもりです。

以上のことから、何ら問題ないと見て、農地部会第1班は許可相当と判断いたしました。以上です。

#### ○三須会長

班長報告が終わりましたので、一般質疑をお願いいたします。いかがでしょうか。  
(「質疑なし」の声あり)

#### ○三須会長

質疑なしということですので、質疑を打ち切り、お諮りいたします。

19番について、班長報告は許可相当です。これに賛成の委員の挙手をお願いいたします。  
(挙手全員)

#### ○三須会長

挙手全員でありますので、19番については許可相当で決定いたします。

続きまして、議案第4号、2番の関連案件である議案第1号、1番について、担当委員の報告は許可相当です。また、議案第1号、1番の最終決定については、5条、一時転用に関連していることから、知事の処分にあわせ、会長専決としてよろしいでしょうか、お諮りいたします。

(「異議なし」の声あり)

#### ○三須会長

異議なしということでございますので、今後の事務処理につきましては、会長専決といたします。

続いて、議案第4号、3番の関連案件である議案第1号、2番について、担当委員の報告は許可相当です。また、議案第1号、2番の最終決定について、5条、一時転用に関連していることから、知事の処分にあわせて、会長専決としてよろしいでしょうか、お諮りいたします。

(「異議なし」の声あり)

#### ○三須会長

異議なしということですので、今後の事務処理につきましては、会長専決といたします。

続いて、議案第4号、4番の関連案件である議案第1号、3番についての担当委員の報告は許可相当です。また、議案第1号、3番の最終決定については、5条、一時転用に関連していることから、知事の処分にあわせ、会長専決としてよろしいでしょうか、お諮りいたします。

(「異議なし」の声あり)

#### ○三須会長

異議なしということで、今後の事務処理につきましては、会長専決といたします。

続いて、議案第4号、5番の関連案件である議案第1号、4番についての担当委員の報告は許可相当です。また、議案第1号、4番の最終決定については、5条、一時転用に関連してい

ることから、知事の処分にあわせて、会長専決でよろしいか、お諮りいたします。

(「異議なし」の声あり)

#### ○三須会長

異議なしということですので、今後の事務処理につきましては、会長専決といたします。

続いて、議案第4号、6番の関連案件である議案第1号、5番についての担当委員の報告は許可相当です。また、議案第1号、5番の最終決定については、5条、一時転用に関連していることから、知事の処分にあわせて、会長専決としてよろしいでしょうか、お諮りいたします。

(「異議なし」の声あり)

#### ○三須会長

異議なしということですので、今後の事務処理につきましては、会長専決といたします。

続いて、議案第4号、7番の関連案件である議案第1号、6番についての担当委員の報告は許可相当です。また、議案第1号、6番の最終決定については、5条、一時転用に関連していることから、知事の処分にあわせ、会長専決としてよろしいか、お諮りいたします。

(「異議なし」の声あり)

#### ○三須会長

異議なしということですので、今後の事務処理につきましては、会長専決といたします。

続いて、議案第4号、8番の関連案件である議案第1号、7番について、担当委員の報告は許可相当です。また、議案第1号、7番の最終決定については、5条、一時転用に関連していることから、知事の処分にあわせて、会長専決としてよろしいでしょうか、お諮りいたします。

(「異議なし」の声あり)

#### ○三須会長

異議なしということですので、今後の事務処理につきましては、会長専決といたします。

続いて、議案第4号、9番の関連案件である議案第1号、8番についての担当委員の報告は許可相当です。また、議案第1号、8番の最終決定については、5条、一時転用に関連していることから、知事の処分にあわせて、会長専決としてよろしいでしょうか、お諮りいたします。

(「異議なし」の声あり)

#### ○三須会長

異議なしということですので、今後の事務処理につきましては、会長専決といたします。

続いて、議案第4号、10番の関連案件である議案第1号、9番についての担当委員の報告は許可相当です。また、議案第1号、9番の最終決定については、5条、一時転用に関連していることから、知事の処分にあわせて、会長専決にしてよろしいか、お諮りいたします。

(「異議なし」の声あり)

#### ○三須会長

異議なしということですので、今後の事務処理につきましては、会長専決といたします。

続いて、議案第4号、17番の関連案件である議案第1号、13番についての担当委員の報告は許可相当です。また、議案第1号、13番の最終決定については、5条、一時転用に関連していることから、知事の処分にあわせて、会長専決としてよろしいでしょうか、お諮りいたします。

(「異議なし」の声あり)

### ○三須会長

異議なしということですので、今後の事務処理につきましては、会長専決といたします。

続いて、議案第4号、18番の関連案件である議案第1号、14番についての担当委員の報告は許可相当です。また、議案第1号、14番の最終決定については、5条、一時転用に関連していることから、知事の処分にあわせて、会長専決としてよろしいか、お諮りいたします。

(「異議なし」の声あり)

### ○三須会長

異議なしということですので、今後の事務処理につきましては、会長専決といたします。

次に、議案第5号、農地利用集積の承認についてを議題といたします。

事務局、説明願います。

### ○菅沼副主幹

それでは、議案第5号、農用地利用集積計画の承認についてご説明いたします。

なお、本件につきましては、平成27年4月13日付で八街市長から、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画の承認を求められております。

先ほども開会前にご説明しましたが、12番が追加されておりますので、そちらもごらんいただきたいと思っております。

番号1、所在、沖字西沖。地目、畑。面積991平方メートルほか2筆、計3筆の合計面積4,957平方メートル。利用権の種類は賃貸借。期間は10年、新規です。

番号2、所在、沖字西沖。地目、畑。面積1,983平方メートルほか3筆、計4筆の合計面積7,932平方メートル。利用権の種類は賃貸借。期間は10年、新規です。

番号3、所在、山田台字山田台。地目、畑。面積1,983平方メートルほか9筆、計10筆の合計面積1万6,847平方メートル。利用権の種類は賃貸借。期間は3年、再設定です。

番号4、所在、山田台字宮ノ原。地目、畑。面積1,682平方メートルほか1筆、計2筆の合計面積3,288平方メートル。利用権の種類は賃貸借。期間は3年、新規です。

番号5、所在、八街字西光明坊。地目、畑。面積6,644平方メートルのうち4,734平方メートルほか1筆、計2筆の合計面積7,067平方メートルのうち5,157平方メートル。利用権の種類は賃貸借。期間は10年、新規です。

番号6、所在、榎戸字上。地目、畑。面積1,974平方メートル。利用権の種類は賃貸借。期間は5年、再設定です。

番号7、所在、榎戸字上。地目、畑。面積1,738平方メートル。利用権の種類は賃貸借。期間は3年、新規です。

番号8、所在、砂字勢田入。地目、畑。面積5,202平方メートル。利用権の種類は賃貸借。期間は5年、新規です。

番号9、所在、砂字原ノ下。地目、田。面積521平方メートルほか1筆、計2筆の合計面積2,934平方メートル。利用権の種類は賃貸借。期間は4年11カ月、新規です。

番号10、所在、沖字西沖。地目、山林現況畑。面積33平方メートルほか1筆、計2筆の合計面積1,323平方メートル。利用権の種類は使用貸借。期間は5年、再設定です。

番号11、所在、八街字布田入。地目、畑。面積4,462平方メートル。利用権の種類は売買です。

番号12、所在、大木字柏木。地目、畑。面積4,327平方メートルのうち4,029平方メートル。利用権の種類は賃貸借。期間は10年、新規です。

なお、ただいまご説明いたしました番号1から12番までの案件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。

以上です。

#### ○三須会長

議案の説明が終わりましたので、一般質疑をお願いいたします。

(「質疑なし」の声あり)

#### ○三須会長

質疑なしということでございますので、質疑を打ち切り、お諮りいたします。

議案第5号について、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

#### ○三須会長

挙手全員でありますので、議案第5号については承認することに決定いたします。

議案第6号、農地台帳点検等実施規程の承認についてを議題といたします。

事務局、説明願います。

#### ○菅沼副主幹

それでは、お配りしました資料を見ていただきたいと思います。

それでは、議案第6号、農地台帳点検等実施規程案の承認についてご説明いたします。

この規程は、第1条の目的にも規定しておりますとおり、農業委員会が整備する農地台帳の適時適切な更新を図るため、農地法関連法令に定めるもののほか、その記録内容の点検、補正及び記載内容の公表等に関する事項を定め、もって委員会の法令業務の適正かつ円滑な処理及び本市の農業振興に資することを目的としております。

内容としましては、本年4月1日より、農地台帳及び農地地図の公表事務が実施されていることから、本規程をもとに事務を行うものであります。

なお、本規程は、全国農業会議所で示されたガイドラインにより作成しております。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いします。

**○三須会長**

議案の説明が終わりましたので、一般質疑をお願いいたします。これについて、ご質問ございませんでしょうか。議案第6号の別冊があります。内容はこれに入っておりますので。

(「質疑なし」の声あり)

**○三須会長**

質疑がないようですので、質疑を打ち切りまして、お諮りいたします。

議案第6号について、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

**○三須会長**

挙手全員でありますので、議案第6号については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局、説明願います。

**○菅沼副主幹**

それでは、報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知についてご報告します。

番号1、所在、沖字中沖。地目、畑。面積1,087平方メートルほか3筆、計4筆の合計面積6,996平方メートル。合意の成立日、土地引き渡し時期ともに平成27年4月4日です。

以上です。

**○三須会長**

次に、報告第2号、農地法施行規則第32条第1号の規定による農地転用の届け出について、事務局、説明願います。

**○宮内主査補**

それでは、報告第2号、農地法施行規則第32条第1号の規定による農地転用の届け出についてご説明いたします。

番号1、所在、山田台字宮ノ原地先。地目、畑。面積493平方メートルのうち3.52平方メートルです。転用目的は、土留めブロックの設置です。事業内容は、隣接農地の土砂崩落及び雨水流入を防ぐためのものです。

以上です。

**○三須会長**

次に、報告第3号、農地法施行規則第53条第5号の規定による農地転用の届け出について、事務局、説明願います。

**○宮内主査補**

それでは、報告第3号、農地法施行規則第53条第5号の規定による農地転用の届け出についてご説明いたします。

番号1、八街字内満木山地先。地目、畑。面積1万478平方メートルのうち76.64平方メートルほか2筆、計3筆の合計面積1万7,564平方メートルのうち92.22平方メートルです。転用目的は、道路拡張用地です。事業内容は、八街市が行う道路事業において市道を拡幅するものです。

以上です。

**○三須会長**

次に、報告第4号、農地利用集積計画の中途解約に係る通知について、事務局、説明願います。

**○菅沼副主幹**

それでは、報告第4号、農用地利用集積計画の中途解約に係る通知についてご説明いたします。

番号1、所在、八街字西光明坊。地目、畑。面積6,644平方メートルのうち4,734平方メートルほか1筆、計2筆の合計面積7,067平方メートルのうち5,157平方メートル。合意の成立日、土地引き渡し時期ともに平成27年3月27日です。

以上です。

**○三須会長**

報告第1号から報告第4号までは、報告事項でありますので、事務局の説明をもって承諾願います。

以上で本日の審議すべき案件は全て終了いたしました。

ご苦労さまでした。

**○醍醐事務局長**

閉会を宣す。(午後4時08分)

議事録署名人

議 長

1 9 番

2 0 番